

令和6年

# 第2回 教育委員会

日時 令和6年2月28日(水曜日)  
午後5時00分～  
場所 役場2階 会議室

佐呂間町教育委員会

## 第2回教育委員会行事経過報告

月 日	行 事 名	時間	場 所
1月25日	第1回教育委員会	14:00	書面会議
"	第1回教育委員会協議会	15:00	"
"	第1回総合教育会議	16:00	"
1月26日	令和6年度事業費査定会議	9:00	役場会議室
"	図書館人形劇公演会(ぱんぷきん)	10:20	浜佐呂間保育所
1月27日	ちびっこスキー教室	13:30	スキー場
1月28日	第2回健康ウォーキング、スポーツチャレンジDAY	10:00	スター
1月30日	日本義務教育学会理事会 (Zoom)	17:00	教育長室
1月31日	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
2月3日	ちびっこスキー教室	13:30	スキー場
"	第8回サタディアート	10:00	町民センター
2月5日	オホーツク教育局指導監訪問	9:00	佐呂間小学校
"	国立特別支援教育総合研究所との研究協議 (Zoom)	13:00	役場ミーティングルーム
2月7日	デジタル教科書研修会	14:40	佐呂間小学校
"	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
2月9日	第1回議会臨時会	10:00	議場
"	寿大学	10:00	町民センター 他
"	当初人事異動協議(一般職・教育長2次)	13:30	網走市
2月10日	ちびっこスキー教室	13:30	スキー場
2月14日	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
2月15日	文部科学省幼保小架け橋プログラム委託事業視察	9:15	東京都中央区 久松小学校 他
2月16日	全国中学校スケート大会準優勝 町長表敬訪問	15:30	役場応接室
2月17日	ちびっこ運動教室	13:30	スター
2月18日	サイエンスキャラバン	10:00	町民センター
2月20日	校長教頭会議	15:30	役場会議室
2月21日	寿大学学園祭	10:00	町民センター 他
"	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
2月23日	ちびっこ運動教室	13:30	"
2月28日	第2回教育委員会	17:00	役場会議室

## 今 後 の 予 定

月 日	行 事 名	時間	場 所
3月1日	佐呂間高校卒業式	9:30	佐呂間高校
3月2日	ちびっこ運動教室	13:30	スター
3月5日	寿大学卒業式	10:30	町民センター
3月6日	第1回議会定例会(～14日)	10:00	議場
3月15日	佐呂間中学校卒業式	8:50	佐呂間中学校
3月19日	佐呂間小学校卒業式	9:30	佐呂間小学校
3月21日	第3回教育委員会	17:00	役場会議室
3月22日	若佐小学校卒業式	9:30	若佐小学校
"	浜佐呂間小学校卒業式	9:30	浜佐呂間小学校
3月25日	オホーツク管内教育委員会協議会教育長部会	未定	網走市
3月27日	校長教頭会議	9:30	佐呂間コミセン
4月8日	佐呂間小学校入学式	10:00	佐呂間小学校
"	若佐小学校入学式	10:00	若佐小学校
"	佐呂間中学校入学式	11:00	佐呂間中学校
"	佐呂間高校入学式	13:30	佐呂間高校

- 議案第 1 号 令和 6 年度当初教育費関係予算について（非公開）
- 議案第 2 号 佐呂間町学校運営協議会委員の任命について
- 議案第 3 号 佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱の制定について
- 報告事項 1 令和 6 年度佐呂間町教育行政推進方針について
- 報告事項 2 体罰に係る実態把握について（非公開）
- 報告事項 3 令和 5 年度全国体力・運動習慣等調査結果の分析について
- そ の 他

(非公開)

(非公開)

(非公開)

議 案 第 2 号

佐呂間町学校運営協議会委員の任命について

佐呂間町学校運営協議会規則（平成31年教育委員会規則第1号）第8条の規定に基づき、下記のとおり任命するものとする。

記

1. 設置する学校及び氏名

学校名	氏 名	住 所	役 職	備 考
佐呂間 小学校	山 保 浩 之	西 富	社会教育委員	第8条第1項第5号
	三 田 真 美	永代町	町議会議員	第8条第1項第2号
	高 橋 紀 久	宮前町	町議会議員	第8条第1項第2号
	杉 山 友 洋	幸 町	佐呂間小学校PTA会長	第8条第1項第3号
	船木英理子	富富士	保護者	第8条第1項第1号
	二 神 孝 久	幸 町	佐呂間小学校長	第8条第1項第4号
	大 平 博 司	幸 町	佐呂間小学校教頭	第8条第1項第4号
佐呂間 中学校	小 池 一 史	宮前町	佐呂間町自治会連合会監事	第8条第1項第2号
	尾 崎 実	宮前町	佐呂間町スポーツ協会会長	第8条第1項第3号
	為 広 裕 司	永代町	佐呂間中学校元PTA会長	第8条第1項第3号
	石 川 勝 義	宮前町	佐呂間中学校PTA会長	第8条第1項第1号
	安 藤 由	富富士	元学校評議員	第8条第1項第3号
	山 前 美 緒	若 佐	元学校評議員	第8条第1項第3号
	安 田 吉 雄	幸 町	佐呂間中学校長	第8条第1項第4号
石 崎 俊 英	幸 町	佐呂間中学校教頭	第8条第1項第4号	

2. 任期

佐呂間小学校

令和6年3月1日から令和6年2月28日まで

佐呂間中学校

令和6年3月1日から令和6年2月28日まで

令和6年2月28日提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦

議 案 第 3 号

佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務  
取扱要綱の制定について

佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱を別紙の  
とおり制定するものとする。

令和6年2月28日提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦

# 佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱

〔 令和 6 年 2 月 2 8 日 〕  
〔 教育委員会訓令第 号 〕

## (趣旨)

第1条 この要綱は、住民団体等の行う事業や行事等（以下「事業等」という。）に対する佐呂間町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援の名義使用（以下「名義使用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (名義)

第2条 名義は、佐呂間町教育委員会とする。

## (名義使用の承認基準)

第3条 名義使用の承認については、次のとおりとする。

### (1) 主催者についての承認基準

- ア 官公署及びこれに準ずる団体
- イ 学校及び学校の連合体
- ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
- エ 社会教育関係団体
- オ 民間の企業又は団体
- カ その他特に教育長が認めるもの

### (2) 事業等の内容についての承認基準

事業等の内容が、住民の教育及び文化の向上並びに住民福祉に寄与すると認められるもので、公益性のあるものであること。ただし、次のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- ア 事業等が公序良俗に反するものその他の社会的な批判を受けるおそれがあるもの
- イ 事業等が宗教的若しくは政治的色彩を有するもの又は事業等の主催者から判断してそのおそれがあるもの
- ウ 事業等が私的な利益を目的としているもの
- エ その他教育長が承認基準にあてはまらないと判断するもの

### (3) その他の承認基準

- ア 主催者の存在が明確であること
- イ 主催者に十分な事業等の遂行能力があると判断できること
- ウ 開催及び開催場所は、公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講じられている施設であること
- エ 過去に名義使用の承認をしたものについては、承認条件を履行しなかったことのないこと

## (名義使用の申請)

第4条 名義使用の承認を申請するものは、佐呂間町教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付し、教育委員会に提出するものとする。ただし、過去2年以内に佐呂間町後援名義使用承認許可の実績のある事業及び教育長が特に認めるときは、(1)の書類の省略を可能とする。ただし、前回の申請以降、内容に変更が生じた場合は、同書類を添付するものとする。

- (1) 主催者を明らかにする書類（役員名簿、規約、会則、寄附行為等）
- (2) 事業等の目的及びその計画を明らかにする書類（事業等計画書、予算書等）

（名義使用の承認の諾否）

第5条 教育委員会は、申請書の提出を受けたときは、その申請書の提出を受けた日の翌日から起算して15日以内に名義使用の承認の諾否について、佐呂間町教育委員会後援名義使用承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第6条 前条の規定による承認を受けた主催者は、申請事業の内容をやむを得ず変更しようとするときは、変更内容を記載した書面に、変更後の事業計画書、収支予算書等の書類を添えて、あらかじめ教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書の提出）

第7条 主催者は、申請事業が終了したときは、その終了した日から1カ月以内に、佐呂間町教育委員会後援名義使用報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 申請事業の実施に際し配布し、又は掲示した開催要項、プログラム、ポスター等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（名義使用の承認の取消し）

第8条 教育委員会は、名義使用の承認をした後、次のいずれかに該当する場合は、主催者に対し、佐呂間町教育委員会後援名義使用承認取消通知書（様式第4号）により通知し、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条で定める基準を満たさなくなると認められるとき。
- (2) 申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が後援名義の使用に不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により承認が取り消されたことで主催者に損害が生じた場合、当該損害は、主催者が負うものとし、教育委員会はその責めを負わない。

- 3 第1項の規定により承認が取り消されたことで教育委員会に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。
- 4 第1項各号の規定に該当する主催者に対し、教育委員会は、以後の申請に対して承認しないことができる。

(名義使用の決定)

第9条 名義使用の承認の諾否及び取消しについては、教育長が決定する。

(名義使用の期間)

第10条 名義使用の期間は、名義使用を承認した日から事業等の終了日までとする。

(教育委員会の免責)

第11条 教育委員会は、教育委員会が後援を行った事業等において発生した事故等に対し、その責めを負わない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

佐呂間町教育委員会後援名義使用承認申請書

年 月 日

佐呂間町教育委員会教育長 様

所 在 地  
団 体 名  
氏名（代表者）

佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱第4条の規定により、次のとおり名義使用の承認を申請します。

記

1 事業等名

2 主催者名

3 事業等の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 事業等の目的

佐呂間町教育委員会後援名義使用承認・不承認通知書

年 月 日

様

佐呂間町教育委員会教育長

佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱第5条の規定により、次のとおり承認・不承認しましたので通知します。

記

承認に関する事項	
1 事業等名	
2 承認期間	
	年 月 日から 年 月 日まで
不承認に関する事項	
不承認とした理由	

佐呂間町教育委員会後援名義使用報告書

年 月 日

佐呂間町教育委員会教育長 様

所在地  
団体名  
氏名（代表者）

このたび、 年 月 日付 第 号により、佐呂間町教育委員会後援名義の使用承認をいただいた事業等について、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

- 1 事業等名
- 2 主催（共催を含む）者名
- 3 事業等の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 実施場所 施設名  
所在地  
電話番号
- 5 後援・協賛等の行政機関及び団体名（ただし、佐呂間町教育委員会を除く）  
（後援団体名）  
  
（協賛団体名）
- 6 事業概要
- 7 事業効果
- 8 添付書類（収支決算書・名義使用使用印刷物（開催要綱・プログラム等）

様式第4号（第8条関係）

佐呂間町教育委員会後援名義使用承認取消通知書

年 月 日

様

佐呂間町教育委員会教育長

佐呂間町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱第8条の規定により、次のとおり取消しましたので通知します。

記

- 1 事業等名
- 2 取消しの理由

報 告 事 項 1

令和6年度佐呂間町教育行政推進方針について

令和6年度佐呂間町教育行政推進方針を、別紙のとおり佐呂間町議会に提出することを報告する。

(非公開)

## 報 告 事 項 3

令和5年度全国体力・運動習慣等調査結果の分析について

令和5年度全国学力・学習状況調査結果の分析について、下記のとおり報告する。

### 記

1. 分 析 別紙のとおり

■令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査【小学校 5年生】

I 各種目ごとの状況

男子

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走
全 国	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
北 海 道	52.3	49.9	50.2	51.5	49.5	47.7
佐呂間町	45.7	51.1	44.2	45.8	45.5	49.5

	立ち幅とび	ソフトボール投げ	合計
全 国	50.0	50.0	50.0
北 海 道	50.5	50.7	50.2
佐呂間町	51.7	47.9	45.9

女子

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走
全 国	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
北 海 道	52.1	50.0	50.2	51.7	49.6	47.8
佐呂間町	51.0	55.7	44.1	50.8	52.4	49.3

	立ち幅とび	ソフトボール投げ	合計
全 国	50.0	50.0	50.0
北 海 道	50.6	51.4	50.5
佐呂間町	49.4	52.8	50.7

II 総合評価

男子

	A	B	C	D	E
全 国	10.4%	21.8%	32.1%	23.2%	12.6%
北 海 道	11.1%	22.9%	30.7%	22.5%	12.8%
佐呂間町	0.0%	15.4%	30.8%	30.8%	23.1%

女子

	A	B	C	D	E
全 国	13.3%	23.9%	33.5%	21.3%	8.0%
北 海 道	14.6%	25.2%	32.3%	19.9%	8.0%
佐呂間町	22.2%	16.7%	33.3%	22.2%	5.6%

III 児童質問紙

(1)体育の授業が楽しい

男子

	楽しい	やや楽しい	あまり楽しくない	楽しくない
全 国	74.7%	20.0%	3.7%	1.6%
北 海 道	75.2%	19.5%	3.6%	1.6%
佐呂間町	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%

女子

	楽しい	やや楽しい	あまり楽しくない	楽しくない
全 国	59.0%	30.9%	7.6%	2.5%
北 海 道	59.5%	31.1%	6.8%	2.6%
佐呂間町	77.8%	16.7%	0.0%	5.6%

(2)朝食は毎日食べますか(学校が休みの日も含む)

男子

	毎日	食べない日もある	食べない日が多い	食べない
全 国	72.1%	20.8%	4.8%	2.3%
北 海 道	74.2%	19.8%	4.0%	1.9%
佐呂間町	84.6%	7.7%	7.7%	0.0%

女子

	毎日	食べない日もある	食べない日が多い	食べない
全 国	54.5%	31.2%	9.9%	4.5%
北 海 道	56.9%	30.1%	8.8%	4.2%
佐呂間町	94.4%	5.6%	0.0%	0.0%

(3)平日、学習以外で1日どのくらいスクリーンタイムがありますか

男子

	5時間以上	4時間以上5時間未満	3時間以上2時間未満	2時間以上1時間未満	1時間以上2時間未満	1時間未満・全く見ない
全 国	17.6%	10.6%	14.1%	21.1%	22.9%	13.7%
北 海 道	21.9%	12.2%	15.1%	20.8%	19.5%	10.5%
佐呂間町	53.8%	23.1%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%

女子

	5時間以上	4時間以上5時間未満	3時間以上2時間未満	2時間以上1時間未満	1時間以上2時間未満	1時間未満・全く見ない
全 国	13.8%	10.0%	13.2%	19.7%	22.9%	19.1%
北 海 道	18.6%	12.6%	14.3%	19.7%	19.5%	14.1%
佐呂間町	44.4%	0.0%	16.7%	22.2%	7.7%	0.0%

■令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査【中学校 2年生】

I 各種目ごとの状況

男子

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走
全 国	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
北 海 道	50.5	49.0	48.4	48.5	48.5	48.0
佐呂間町	44.4	47.0	46.8	48.2	45.7	51.2

	立ち幅とび	ハンドボール投げ	合計
全 国	50.0	50.0	50.0
北 海 道	49.2	49.5	48.8
佐呂間町	50.0	54.5	47

女子

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走
全 国	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
北 海 道	49.7	48.4	48.8	48.1	48.0	47.8
佐呂間町	45.8	53.2	47.3	52.1	46.4	52.1

	立ち幅とび	ハンドボール投げ	合計
全 国	50.0	50.0	50.0
北 海 道	48.4	49.4	48.2
佐呂間町	47.2	59.7	50.9

II 総合評価

男子

	A	B	C	D	E
全 国	8.6%	24.1%	34.6%	23.6%	9.1%
北 海 道	6.1%	22.8%	34.3%	24.7%	12.2%
佐呂間町	5.3%	15.8%	21.1%	42.1%	15.8%

女子

	A	B	C	D	E
全 国	23.8%	29.1%	28.1%	15.2%	3.9%
北 海 道	18.0%	28.4%	29.5%	18.2%	5.9%
佐呂間町	22.2%	44.4%	22.2%	5.6%	5.6%

III 生徒質問紙

(1)保健体育の授業が楽しい

男子

	楽しい	やや楽しい	あまり楽しくない	楽しくない
全 国	53.6%	36.1%	7.5%	2.8%
北 海 道	55.3%	35.2%	6.9%	2.6%
佐呂間町	35.0%	55.0%	5.0%	5.0%

女子

	楽しい	やや楽しい	あまり楽しくない	楽しくない
全 国	38.6%	44.1%	13.3%	4.0%
北 海 道	39.5%	44.0%	12.6%	3.9%
佐呂間町	50.0%	38.9%	11.1%	0.0%

(2)朝食は毎日食べますか(学校が休みの日も含む)

男子

	毎日	食べない日もある	食べない日が多い	食べない
全 国	79.9%	13.7%	4.0%	2.4%
北 海 道	74.2%	17.3%	5.5%	3.0%
佐呂間町	80.0%	10.0%	5.0%	5.0%

女子

	毎日	食べない日もある	食べない日が多い	食べない
全 国	72.7%	20.5%	4.7%	2.1%
北 海 道	64.2%	26.4%	6.4%	2.9%
佐呂間町	55.6%	38.9%	5.6%	0.0%

(3)平日、学習以外で1日どのくらいスクリーンタイムがありますか

男子

	5時間以上	4時間以上5時間未満	3時間以上2時間未満	2時間以上1時間未満	1時間以上2時間未満	1時間未満・全く見ない
全 国	17.7%	12.0%	18.4%	26.5%	19.7%	5.7%
北 海 道	23.2%	13.4%	19.3%	23.8%	15.6%	4.7%
佐呂間町	35.0%	35.0%	5.0%	15.0%	5.0%	5.0%

女子

	5時間以上	4時間以上5時間未満	3時間以上2時間未満	2時間以上1時間未満	1時間以上2時間未満	1時間未満・全く見ない
全 国	16.4%	12.0%	18.5%	25.8%	20.3%	6.9%
北 海 道	21.0%	14.5%	19.1%	23.8%	16.3%	5.3%
佐呂間町	11.1%	11.1%	27.8%	22.2%	27.8%	0.0%

令和6年度

佐呂間町教育行政推進方針  
(案)

佐呂間町教育委員会

## 令和6年度教育行政推進方針

はじめに

令和6年第1回町議会定例会の開会にあたり、佐呂間町教育委員会所管の行政推進に関する基本的な考え方についてご説明申し上げます。

どのように社会が変容し続けようとも、教育、スポーツ、芸術文化が人を育み、人の英知や想像力を最大限引き出し、生活に潤いと活力を与え、人を幸福で豊かにする根底をなすものであることは変わりありません。

人口減少や少子高齢化の進行、ICT・グローバル化の急速な発展を目の当たりにしている今、子どもたちはもとより全町民の皆様のが、心豊かに生き生きと生活を送ることができるよう、迫りくる将来をしっかりと見据え、やらなければならない学びの推進に覚悟をもって取り組んでまいります。

以下、各項目にわたりご説明申し上げます。

### ◎学校教育の推進

#### 1. 確かな学力の育成

令和2年度から新しい学習指導要領に基づく教育課程が順次実施

され、小学校は5年目、中学校は4年目を迎えます。

各学校においては、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力の育成」「学びに向かう力、人間性などの涵養」の育成を目指し、ICTを積極的に活用しつつ、これまで蓄積してきた経験の良さを捉え直しながら、日々「主体的で深い学び」の授業を進化させています。

児童生徒により専門的な授業を行い、小学校教員の空き時間を確保するため、書写の授業において外部の専門家を特別非常勤講師として採用するとともに、全ての小学校において教科担任制を導入します。若佐小学校及び浜佐呂間小学校では、複式授業の解消や英語教育の充実を図るため、引き続き町単独の教員や英語補助員を採用するとともに、中学校においても引き続き町単独教員を配置し、課題に応じたきめ細かい授業実施に取り組んでまいります。

英語教育では、本年度もALTを派遣し、小中学生の外国語のコミュニケーション能力の向上などを進めてまいります。

また、いわゆる漢字検定、英検、数学検定に対する費用助成や、基礎的読解力を把握するためのリーディングスキルテストの小中学校での実施など、それぞれの目標達成に向けた取組の支援を継続してまいります。

## 2. ICT教育の推進

令和5年6月に策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により、社会全体のデジタル化がより一層進められています。

昨年、各学校に各1台の電子黒板を導入するとともに、デジタル教科書の試行が行われました。令和6年度は、小中学校の全ての普通教室に電子黒板を導入するとともに、同年度から使用する教科書採択が行われた小学校については、デジタル教科書を使用した授業を積極的に展開してまいります。

また、GIGAスクール構想を着実に進めるため、引き続きAI型ドリルなどが搭載されたeライブラリアドバンスの活用による学習支援、町内小・小学校間、小・中学校間はもとより、経済交流都市宮崎県都農町のみならず、全国や世界の様々な学校などとのWEB交流やオンライン授業を拡充してまいります。

更に、ICTに関する相談やより効果的な活用方法の助言などに対応できるよう、オンラインなどによるICT相談体制を構築するとともに、新たに「学校教育情報化推進計画」を策定いたします。

### 3. 特別支援教育の充実

令和5年度から国立特別支援教育総合研究所の研究協力機関となり、協議を重ねてまいりました。多様性を理解し尊重できる共生社会の担い手となる子どもたちを、地域とともに育むことを根底に位置

付けた教育活動を展開してまいります。特別支援員は引き続きすべての学校に配置し、個別の指導計画に基づく、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を確実に行ってまいります。

佐呂間小学校のことばの教室においては、一部言語発達に遅滞のある児童のため、一人ひとりに応じた支援に努めてまいります。

なお、令和5年度に開始した若佐小学校及び浜佐呂間小学校への巡回指導を継続することに加え、令和6年度から新たに佐呂間中学校も言葉の教室の巡回指導を実施いたします。

#### 4. 豊かな人間性と感性を育む教育の推進

佐呂間町教育目標には、「自ら学び ともに磨き合い 広い心と生きがいを持ち ふるさとを愛する たくましいサロマ人」と掲げられております。

この崇高な目標を踏まえ、道徳教育はもとより、将来どこに住むことになったとしても、いつまでも「ふるさと佐呂間町」に思いを馳せることを願い、令和5年度に開始した佐呂間町にゆかりのある社会人による授業に引き続き取り組んでまいります。

また、令和5年度は「ホタテ」「かぼちゃ」「栃木」の授業を展開したところですが、地域人材バンクを活用し、地域の皆様による授業を新たに展開することで、「ふるさと佐呂間」に対する思いはもとより、

自らを律しつつ、自己を確立し、他者を思い遣る心や感動する心など豊かな人間性を備えた人として育ち、主体的に生きていく人材の育成を進めてまいります。

いじめ・不登校などの問題については、子どもたちの些細な変化を見逃さず、保護者の悩みに向き合うため、スクール・カウンセラーなどによる心のケアや、相談・支援の充実などを継続するとともに、「教育支援センター」の設置も進めてまいります。

## 5. 学校給食と心身の健やかな成長

子どもたちの心身の健全な発達の源である学校給食は、栄養教諭による食育とともに、佐呂間町の生產品の活用を第一に、地産地消の取組を推進することで、おいしく安心安全な「佐呂間町ふるさと給食」を提供するとともに、「給食だより」などを通じ、食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養ってまいります。

食物アレルギーの対応については、医師の診断に基づくアレルギー対応食を提供してまいります。

給食費については、児童生徒については引き続き無償化とし、子育て支援を図ってまいります。

併せて、子どもたちが自ら進んで運動する習慣の定着に引き続き

取り組んでまいります。

## 6. 働き方改革の推進及び学校の組織力の向上

質の高い教育を展開するためには、教員がやりがいを感じ、子ども達と向き合う時間を確保することが重要です。

これまで展開してきた様々な取組を継続しつつ、令和5年に改訂した「学校における働き方改革佐呂間町アクションプラン」(第2期)を更に改訂し、取組をより一層前進させてまいります。

## 7. 0歳から18歳までを見通した教育及び部活動の地域移行

文部科学省の委託事業として、令和5年度に北海道のモデル地域として新たに立ち上げた「保小接続カリキュラム会議」は、昨年「中間まとめ」を取りまとめました。令和6年度は、中間まとめを踏まえた試行を行うとともに、保育所と小学校の合同授業・合同研修を展開し、令和7年度からの実施に向け最終報告を取りまとめます。

また、中1ギャップの解消などのため、現在の学校は存続しつつ小中学校9年間連続した教育課程を編成する「併設型小中一貫校」のへ令和7年度導入を目指し、具体的な取組を展開してまいります。

そのため、全ての小学校において、それぞれの学校の状況を踏まえた教科担任制を基本的に高学年において展開するとともに、令和6

年度からの加配教員の措置が決定した場合には、佐呂間中学校の当該教員が全ての小学校を巡回し、小学校高学年の算数と外国語の授業を担当するとともに、義務教育9年間を見通したそれぞれの科目のカリキュラム作りなどに着手いたします。

また、令和5年度に新たに立ち上げた「部活動の地域移行検討協議会」は、この3月を目途に答申を頂くこととなっております。未来を担う子どもたちが、持続可能な形で多様な活動を行うことで、子どもたち自身の可能性を引き出すとともに、将来の選択肢を広げることができるよう、答申を踏まえ、部活動指導員を継続配置しつつ、地域移行に向けた具体的なあり方について検討を進め、できることから順に取組を進めてまいります。

併せて、学校教育運営協議会の在り方を抜本的に見直し、小中一貫の展開に即した活動とすることで、これからの時代を見据えた質の高い教育の実現に向けて、小・小学校間、小・中学校間の連携を強化し、指導力の向上や、学校の組織力の向上を目指してまいります。

## 8. 佐呂間高等学校支援対策

佐呂間高等学校は、町内唯一の高等学校であります。

今後更に中学生の減少が進むことから、佐呂間高等学校存続の危機意識をよりいっそう強く持たなければなりません。

各種制度などに基づき、「大学進学者に年額 50 万円、短期大学・専門学校進学者に年額 25 万円の支給」「入学生徒に対する一人一律 10 万円の支給」「卒業後の就職等準備資金一人一律 10 万円の支給」を継続してまいります。

また、従来から支援している「模擬試験・資格取得検定受験料の全額負担」「部活動遠征費及び体育文化活動費の補助」などに加え、全道から集う同学年の生徒とともに学ぶことで、自らの学びの意欲を高めるとともに、同級生や後輩への良きインフルエンサーとなることを期待し令和 5 年度に新たに創設した「夏季・冬季講習会受講補助」の支援も引き続き講じてまいります。

なお、一人でも多くの生徒に佐呂間高等学校への進学を希望してもらうためには、魅力ある高校づくりが肝要です。地域魅力発見事業である「佐呂間高校生フォトコンテスト」の継続や、大学教員による講義などの実施に加え、高等学校存続対策協議会において関係者の皆様と協議を重ねてまいります。

## ◎社会教育の推進

### 1. 社会教育の推進

社会教育については、佐呂間町社会教育目標を基底とする第 8 次佐呂間町社会教育中期計画を踏まえ、町民の自発的・主体的な学習の

支援、乳幼児から高齢者までのニーズに応じた幅広い事業展開、交流活動への参加、体験機会の充実に努めてまいります。

また、学校教育と社会教育がより一層連携し、学校・家庭・地域が深く結びついた社会教育事業を展開してまいります。

芸術・文化は生活を明るく豊かにするものであります。文化講演会や鑑賞事業の開催により、芸術文化に満ち溢れた「まちづくり」を推進し、町内外への情報発信に努めてまいります。

## 2. 図書館事業の推進

図書館事業については、子どもたちへの絵本の読み聞かせ、成人式での本の贈呈など、本に親しむ取組を引き続き進めてまいります。

また、移動図書館車あおぞら号による巡回、絵本原画展やボランティアサークルによる人形劇公演の開催、子ども向けの工作やクイズなどのイベントの実施により、本への関心向上や図書館の利用促進に取り組んでまいります。

また、安心して快適な図書館を目指し、図書除菌器や閲覧室の冷房設備設置を進めてまいります。

学校との連携は、学校の図書担当教諭と協力して学校図書室の整理を行い、児童生徒が利用しやすい図書室づくりと読書活動の推進に取り組んでまいります。

このほか、「図書館だより」などにより、図書館情報を広く提供し、図書館サービスの充実に努めてまいります。

### 3. 社会体育の推進

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものであり、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであります。

そのため、各種スポーツ活動の支援や環境の整備に努め、「生涯スポーツの町宣言」に沿ったスポーツの振興を図ってまいります。

社会体育の中核施設である武道館・温水プールについては、指導の充実に努め、町民の体力・健康づくりの場として様々な事業に取り組んでまいります。

#### ◎教育関係施設の整備

学校、図書館、給食センター、武道館・温水プールなどの教育関係施設の整備については、令和3年度からスタートした「第5期佐呂間町総合計画」を基本として、限られた財源を効果的に活用しながら、より長く活用できる施設整備に取り組んでまいります。

以上、令和6年度の教育行政の推進にあたり主要な方針について申し上げます。

便利な世の中の進展の一方で、用意されることが当たり前となったり、潜めていた心の内が連鎖的に露わになるなど、一得一失の関係性に危惧を覚えます。

年始にある学校職員からお手紙を受け取りました。そこには、「子どもたちの顔が見られて幸せな時間を過ごさせていただいています。私の人生でこんなに素敵な仕事が出来るとは想定外でした。本当にありがとうございます。」と書かれていました。活動を取り戻した日常を目の当たりにし、子どもたちを温かく包み込む地域の皆様の愛情とまなざし、都会が構築しようとしても決してできない「絆の強さ」は確信に変わりました。

佐呂間町の児童生徒の大活躍が続いています。「必ずできる、もっとできる。」駒澤大学陸上競技部大八木弘明総監督のこの言葉を胸に刻み、多種多様な御経験をお持ちの町民の皆様のお力添えをいただきながら、更に本町教育の充実・発展のために取り組んでまいります。

ここに、町当局をはじめ、各教育関係機関と町内関係諸団体や家庭・地域の皆様に深い敬意と感謝の思いをいたすとともに、町議会議員各位をはじめ教育関係各位の深い御理解御協力をお願い申し上げ、教育行政推進方針といたします。